

『廟学典禮』成立考

森 田 憲 司

筆者は、これまでいくつかの論文において、元朝における知識人支配の史料としての『廟学典禮』の価値について述べ、その前提として『廟学典禮』の成立をより明確にすることの必要性に触れてきた。⁽¹⁾ また、最近、「至元三一年崇奉儒学聖旨碑—石刻・『廟学典禮』・『元典章』」と

校点本が近刊されることが、すでに予告されていたので、同書で、『廟学典禮』の成立について、どのような見解が示されるかを待ちたいという気持ちもあって、この問題には触れずにおいた。

題した論文を書き（近刊、以下、前論と略称）、至元三一年（一二九四）七月に出された、廟学への尊崇を命じた聖旨を中心に、儒人に関する聖旨の石刻を文書として取り扱うことよって、『元典章』や『廟学典禮』と石刻とを同一聖旨について比較し、その史料としての性格の差異を検討するという作業を試みた。本来ならば、その中で、『廟学典禮』の成立についても、自説を展開すべきであったのであるが、一つには、論文の構成上の都合もあり、また、中国から、「元代史料叢刊」の一冊として、『廟学典禮』の

ところが、最近日本に届いた、『廟学典禮』点校本（浙江人民出版社、一九九二年三月刊）の、王頴氏の「点校説明」においては、成立の問題については、まったく触れられておらず、筆者にとっては期待はずれの結果となった。そこで、この機会に『廟学典禮』の成立について、現段階での筆者の見解を述べてみたいと考える。なお、行論の都合から、上述の聖旨碑についての論文と重複する箇所の存在することをご承知いただきたい。

文書集としての『廟学典禮』

まず、『廟学典禮』のテキストについてであるが、元刊本が存在する『元典章』とは異なり、『廟学典禮』は、四庫全書の史部政書類に収められているものが、現存唯一のテキストらしい。² 他の蔵書家達の所蔵にかかるものも、四庫から伝鈔されたものであり、この点は、東洋文庫や京都大学文学部に蔵されている写本についても同様と考えられる。そして、その四庫の本については、『四庫提要』に「永楽大典本」とあり、『永楽大典』から輯逸されたものであることが分かる。この論文では、主として影印文淵閣本四庫全書所収の『廟学典禮』を用い、必要な場合には、前述の点校本を参照した。³

次に、『廟学典禮』の構成について述べておくと、現在では六巻に分けられ、全部で八十通の公牘が、年代順に並べられている。収められている公牘の年代は、丁酉年（一二三七、太宗九年）から大徳五年（一三〇一）年六月に及ぶが、記事の大部分は、至元一三年（一二七六）の南宋滅亡以後のものである。ただし、この巻数分けや年代順配列は、四庫館での輯逸の際に行なわれたものであることが、『四庫提要』の記述によって分かる。⁴

以上のような、現行本の成立過程を考えると、例えば、

使用されている文字が清朝による改変を経ていたことはもとより、現行本の構成が原本とどこまで一致するのか、あるいは、そもそも現行本が完全なテキストなのかどうか不明であるなどの問題が存在し、現行本に全面的に依拠して論を進めるには、不安が残ることも事実である。

以下、『廟学典禮』の成立について考えて行くわけであるが、もちろん、『廟学典禮』自体の中に、その成立と直接関わる表現があれば、その根本的な材料となりうる。しかし、そうした記述は見出だすことができず、筆者の気づいた限りでは、高睿（高智燿の次子）について、「今為江南浙西道肅政廉訪使」という箇所があるのみである（巻一「秀才免差発」の注⁵）。しかし、彼は大徳四年（一二三〇）に南台侍御史に転じており、前述のように、本書所収の公牘の日付の下限が、大徳五年六月であるのと合わず、この「今」を以て、本書の成立時期とするわけには行かない。そこで、この論文では、『廟学典禮』の各項目に収められている個々の公牘それ自体を材料として、『廟学典禮』の成立について考えていきたいと思う。そのために、まず最初に、『廟学典禮』における文書掲載の形式について見ておきたい。同一の文書が収録されている場合で、『元典

章』と比較すると、文書の書き出しが、『廟学典礼』の場合は、「中書省至元二四年二月咨」(巻二「儒職陞転保举後進例」)という形になっているのに対し、『元典章』では、「至元二四年正月行中書省准中書省咨」(巻九・吏部三「保選儒学官员」)という形を取る。つまり、『元典章』では、書き出しに発信者と宛名が書かれているのに対し、『廟学典礼』では、発信者のみで、宛名は書かれていない。そのかわり、文末に、例えばこの項目の場合であれば、「咨行中書省」という細字双行の注記がある。これが、文頭の発信者から出された文書の宛先であると筆者は考える。そして、その性格上宛名を有しない聖旨を除き、官庁間の文書の大部分には、それぞれの最後にこの注記が存在する(この双行細字注が複数存在する項目もあるが、その場合は、本件に添付された関連文書と考えるべきであろう^⑧)。また、各文書の送受機関の関係では、大部分が上から下へという方向、あるいは同じレベルの官庁間の文書であるという特徴を持つことも、この書物の成立を考える上での材料の一つとなるであろう^⑨。

この論文では、『廟学典礼』の成立を考えるために、本書を構成する八十の項目を、一通一通の文書と仮定し、そ

の往来を考えて、それがどこで整理されて一つの書物になったと考えれば一番合理的であるかという視点から、『廟学典礼』の成立という問題を考えてみようと思う。いわば、少し極端な例えであるが、この書物全体を一つの文書ファイルとして考え、ある官衙において到来した関係文書を綴じ込んだものとして見てみようというわけである。

ただし、念のために申ししておくが、これはあくまでも一つの作業のための仮説であり、現行の『廟学典礼』が、原文書を忠実に再録しているとは考えられないことは、前論において、同一文書を刻した石刻史料と比較して述べたところである(ただし、『廟学典礼』の方が、『元典章』よりも省略が少ないと考えられる)。また、これもすでに周知のように、元時代の文書が存在する例は、カラ・ホト出土の文書について、最近出版された、李逸友編『黒城出土文書(漢文文書卷)』(科学出版社、一九九一)に七百点を越える断簡が収録されているのを除けば、極めて少なく、『廟学典礼』の各項目の記事と原文書との間に、どのくらい距離があるのかは分からないというのが、正直な表現であろう。

『廟学典礼』文書と浙東

まず、文末の一覧表を手がかりに、『廟学典礼』を構成する文書の全体について概観してみると、ここで問題としてゐる、発信・受信の関係が分かる文書は、宛先を限定しない聖旨・詔勅の類や、一部の宛先不明のもの（その中には、内容や文書形式から宛先を限定できるものもあるが）などを除くと、六十通となる。さらに、全体の内容から考えて、『廟学典礼』が、元朝支配下の江南で成立したことは明らかであるから、元朝による南宋征服以前については、聖旨以外の文書（二通）も、対象外としてよからう。こうした結果、検討の対象として残る文書は、あわせて五八通となる。

これらの文書の送受機関を見ていくと、本書の主題からして当然のことながら、儒学提举司―学校の系統にかかわる文書の一群が存在する。さらに、その他の大部分の文書も、二つのグループにまとめることができる。ひとつは、中書―行省―宣慰司―路のグループであり、もう一つは、御史台―行台―肅政廉訪司のグループである。

次に、文書の宛先が書かれているとはいっても、その宛

先が、即『廟学典礼』の編纂機関とはならない。注記されている「宛先」には、さまざまなレベルの官庁が含まれていて、一ヶ所に限定することは不可能であるからである。

また、その文書の宛先として注記されている部署から、さらに下属の機関へ送達するように命じた文言を有する文書の例も、見出だすことができるから、その点からも、宛先イコール文書の最終到達地、編纂地とはならないと言える。それでは、逆に発信者の側から考えられないかというところも、中央地方まぢまぢである。ただ、発信・受信いずれにおいても、浙東地方の官庁が目立つことには、一読して気が付く。具体的に官庁名を挙げてみると、浙東海右道肅政廉訪司、浙東道宣慰司、浙東道儒学提举司などがあり、さらに下属の官庁として、紹興路や紹興儒学の名も見える。

もう一つ、成立の問題について考える上での材料となるのが、巻一「秀才免差発」の羊児年聖旨の最後に書き加えられている、「至元一六年二月、浙東道提学司齎奉前件、検会到大興府、欽奉聖旨、至十月十五日宣慰司開説」という記事である。聖旨の出された羊年とは、注五で引いた論文で、杉山正明氏が論じたように、丁酉年にあたる一二三七年から至元一六年までに三回ある羊年のうち、至元八年

(一二七二)にあてるのが妥当であろうが、上の一節は、この聖旨について、至元一六年二月に、浙東道提学司が大興府、すなわち旧中都において確認を受け、浙東宣慰司(当時婺州に置かれていた)において宣布した経緯を付記したものである。この至元八年の聖旨は、その内容から考えて、杉山氏が述べるように、「儒者免役に関する根本資料」といえるものであり、新たに元朝の版図に入った江南の全ての地域に対して、宣布・適用されるべきものである。にもかかわらず、本書においては、その浙東道への伝達の経緯を付した形で収録していることは、上に書いたような文書の送受にかかわる単位の地域性の問題とともに、あるいはそれ以上に明瞭に、『廟学典禮』が浙東道のどこかで編まれた書物であることを物語っているといえる。

このように、『廟学典禮』の成立が浙東地域と深く関わることは、十分考えられることであり、例えば、植松正氏は、『中国史籍解題事典』(燎原書店、一九八九)の「廟学典禮」の項で、すでに浙東との関係について指摘している。

しかし、これらの官署の相互の関係や、文書の往復関係から、より明確にその成立について明らかにできないだろうか。

浙東における行政機構の置廃

そのために、『廟学典禮』所収の文書が往復したと考えられる、浙東における行政組織は、どのようになっていたのか、その置廃を見てみたい。この地域に置かれた官庁としては、行省の系統では、江淮等処行中書省(のち、江淮等処行尚書省、江浙等処行中書省と名前を変え、管轄区域にも変更がある)があり、その下に浙東宣慰司、さらに下位の官庁としての各路の総管府や県がある。浙東宣慰司の管轄するのは、慶元、婺州、衢州、紹興、温州、台州、處州の七路で、宣慰司の所在地は、はじめは婺州であったが、大徳六年(一三〇二)に、慶元に移されている(『元史』六二・地理志五)。一方、監察官庁としては、江南行台のもとに浙東海右道肅政廉訪司(至元二八年までは、提刑按察司)が置かれていた。

そして、本書が主題とする学政に直接関わる官庁としては、浙東儒学提挙司があり、所収の文書の送受の機関として、しばしば登場することはすでに書いた。儒学提挙司は、各廟学の教授などの学校官とは異なり、教官の人事など地域の学政を統括することを任務とする官であるが、元朝に

おけるその設置について見ておくと、『元史』卷八一・選舉一の記事や、『廟学典禮』卷一「設提挙学校官」(中統二年八月の聖旨)に、中統二年(一二六一)に諸路に学校官が設けられたとあり、また、至元六年(一二六九)の中書吏礼部の割付(卷一「設提挙学校官及教授」)には、各路に設置されている「提挙学校官」についての規定を含むから、世祖の初年には、路を単位とした「提挙学校」という官が存在していたと考えられる。⁽¹³⁾

そして、至元一三年(一二七六)に臨安が陥落し、モンゴルの江南支配が始まるわけであるが、江南における儒学提挙司の設置は、『廟学典禮』で見えるかぎり、先ほど引用した、卷一「秀才免差発」の注に見える、至元一六年二月に「浙東道提学司」が羊兒年聖旨を受領したという記事と、やはり卷一の「儒学提挙司行移体例」が、同年一月四日付の浙東道宣慰司から「浙東道提学」の趙崇霄宛の割付であるのが、一番早い例である。『廟学典禮』卷一「郡県学院官職員数」(至元一九年の行中書省の浙東道宣慰司への割付)の記事によれば、江南支配の初期においては、儒学提挙司は、道だけではなく路にも設けられていたが、それを道のみにしようとしている。⁽¹⁴⁾ また、至元二一年には、儒

学提挙司を一時的に廃止し、学校に関する事務を路府州司の仕事をしたこともある。⁽¹⁵⁾

このような経過を経て、儒学提挙司についての制度が整備されるのは、至元二四年(一二八七)のことで、『元史』の本紀には、「(至元二四年閏二月辛未十日)江南各道に儒学提挙司を設ける」とあり、また、『廟学典禮』では、卷二の「左丞葉李奏立太学設提挙司及路教遷転格例儒戸免差」と「学校事宜儒戸免差」とに詳しい記事がある。前者には、同年二月二五日の葉李の提案、集賢院の中書省への呈、そして皇帝の裁可による聖旨の頒発と、経過を追って書かれ、後者は、その年の四月に尚書省から江淮行尚書省にその聖旨を伝達した咨文で、聖旨のうち、江南に関わる規定だけが載せられている。この聖旨には、他の儒人についての規定とともに、江南一一道について、儒学提挙司の設置が定められている。⁽¹⁶⁾ そして、浙東儒学提挙司に関して、『廟学典禮』卷二「差設学官学職」(浙東道宣慰司の割付)に引かれている浙東道儒学提挙司の申に、「卑司近於至元二四年十二月十九日開司」とあることから、この年の一二月に開司されたことが確認できる。

しかし、元貞元年(一二九五)五月には、制度が変わり、

儒学提挙司は各行省単位に一つずつ設けることとなり、浙東について言えば、江浙等処儒学提挙司（当時、行省は、江浙等処行中書省と呼ばれていた）のみが置かれ、その他各宣慰司単位のものも廃止されることとなったのである。⁽¹⁶⁾つまり、本書所収の文書において、受信・発信ともにしばしばその名を見せる「浙東儒学提挙司」は、本書の成立したと考えられる大徳五年前後には、制度上存在せず、この地域の儒学提挙司は、行省レベルで設けられた江浙等処儒学提挙司のみとなっていたのである。

『廟学典禮』の成立についての試論

以上のような関係官庁の置廃の過程と、上で行なった紹興を最小の単位とする文書の往復についての検討とを重ね合わせることによって、『廟学典禮』の成立についてどのような考え方が成り立つてであろうか。

文書の最終到達地点を明確にするという角度から、よりレベルの低い官庁を見ていくと、浙東関係の中でも、紹興路の諸機関宛てのものが八通ある（紹興路総管府二、紹興路儒学二、そしてたんに紹興路とするもの四、これらの四通は、浙東海右道肅政廉訪司の牒が三通、江浙等処行中書

省の割付が一通で、いずれも紹興路総管府宛てと考えられる）。しかも、他の浙東の路については、「各路」とか、「各儒学」と宛名したものはあるが、紹興路以外の路レベル以下の特定の官庁宛てのものはなく、『廟学典禮』の成立を考える上で注目される。なお、細字注から言うと、巻四「弁明儒人難同諸色戸計」前半の、江南浙西道肅政廉訪司分司の指揮には、「下塩官県」（塩官県は杭州路）との注があるが、この文書は、同項後半の浙東道儒学提挙司が紹興路儒学に出した指揮に添付されたものと考えるべきであろう。

最も小さい単位としての紹興路関連の官庁が最終目的地となっている文書が、このようにまとまって収められていることは、本書が紹興路において成立したのではないかという仮説を成立させるにたる有力な根拠である。『廟学典禮』に類する文書集の成立についての研究としては、宮崎市定氏が、「宋元時代の法制と裁判機構」の中で、『元典章』の成立に触れている。宮崎氏は、『元典章』所収の文書の中に江西行省関連のものが、単に多いだけではなく、文書の往来が行省の内部にとどまっているものが少なくないことから、江西行省において『元典章』が成立したと論じて

いる。¹⁵ こうした考え方は『廟学典禮』にも当てはまるのではないだろうか。『廟学典禮』に収められている文書においては、浙東道の官庁、すなわち肅政廉訪司や、宣慰司から、紹興路の官庁へのものが四通あり、これらの文書は浙東道の外へ出ていない。¹⁶ とくに浙東道儒学提挙司から紹興路儒学への指揮（巻四「弁明儒人難同諸色戸計」）が、もともとも限定された範囲のものと言えよう。

結論を急ぐならば、やはり、最小の単位としての紹興路を無視することはできないと考える。上にも書いたように、紹興路および紹興儒学が、本書における文書の送受の最小の単位であり、しかもそれが、浙東儒学提挙司の管轄下の地域であることを考えあわせれば、そこに本書の成立を考えるのが自然であろう。

しかし、それで疑問が残らないかというところではない。まず、同じ紹興といっても、その中に路の総管府と儒学の二つが含まれていて、どちらか一方には限定できないことがある。また、引用も含めて文書の発信側としての紹興路が全く見出だせないことも疑問として残る。周知のように、この『廟学典禮』や『元典章』といった書物に収められている元代の公牘の多くは、関係の官庁の間を往復した複数

の文書が入れ子の状態で引用される構成を持っている。したがって、『廟学典禮』の編纂の主体を紹興路として考えるならば、文書それ自体の発信・受信がいずれも上級の官庁であっても、紹興路からの問い合わせや提案をきっかけとして上級の官庁の間を往来したものが、本書の中に含まれていても不思議ではないのだが、各文書に引かれている文書の中には、受信・発信いずれにも、紹興路関連の役所は出てこない。つまり、紹興路関係の役所は、文末に注記された宛名としてしか登場しないのである。

さらに、この論文の最初でも引用した、至元一六年に行なわれた羊年の聖旨の伝達についての記述が、当時は婺州にあった浙東道宣慰司での話にとどまっていることや、紹興路の関係する文書が、至元二七年以降のものしか存在しないことも、紹興路を本書の成立の場としてただちに結論することを妨げる。

その一方で、本書に収められた文書の送受全体を見渡したときに感じられる、浙東儒学提挙司の占める比重の大きさをどう考えるかという問題が残る。ただし、大徳五年の時点では、すでに浙東儒学提挙司は存在しない。あるいは、浙東儒学提挙司において、本書の原本とでも言うべき「ファ

イル」が編纂されていたのが、元貞元年のこの官庁の廃止によって、いづれかの官庁に引き継がれ、そこにおいて大徳五年まで継続して編纂され続けたという可能性も残っているのではないかというのが、もう一つの考え方である。いうまでもなく、第一の考え方が穩当であるが、上に書いたような疑問が残り、第二説の成立の可能性も筆者としては捨てきれずにいる。⁽¹⁹⁾

浙東以外の文書

ただし、『廟学典禮』の中にも、浙東以外の地域の中に終始しているものや、中央官庁から他地域の官庁へのものが六通あり、江西（巻四「字正三年満考」）江西内部、巻四「山長充教授廉訪司体覆」中書省江西、福建（巻四「陞用教授資格」中書省福建）などの例を挙げるこゝとができる。『廟学典禮』の成立を、紹興あるいは浙東と考えるとすれば、これらの文書については、どう説明されるのであろうか。具体的な文書の例から見ていきたい。

巻五「行台坐下憲司講究学校便宜」（元貞二年六月）は、四庫本で一三葉に及ぶ廟学についての詳細な規定であるが、これは福建閩海道肅政廉訪司の申の形で原案を受けた行台

が、それを割付として浙東海右道「肅政廉訪司」に下したものが、本書に収録されたものである。言うまでもなく、行台の管轄から言えば、福建も江西も浙東と同じ江南諸道行御史台の管轄であるから（『元史』八六・百官志二）、福建で原案が作られた規定が、行台からの下達の形で江南の他の地域に対しても適用されることは不思議なことではなく、むしろ当然と言うべきであろう。また、同じ南台の管轄下にある他の地域で発生した事例が伝達されることもあったように、巻四の「還復濂溪書院神像」は、道州（湖南）の濂溪書院で発生した、宋朝の御書と周濂溪以下の塑像の取り扱いをめぐる問題の処理であるが、中央の検討を経た結果が、浙東廉訪司へも行台からの割付の形で伝達されている。こうしてみると、本文中には浙東への送達が明記されてはいなくても、同様の処置が取られたと考えるてもよいであろう。

しかし、中書省系統のルート、例えば江西行省と中書省の間の文書となると、浙東との関連性はなくなってしまふ。そうした例を次に考えてみよう。

そのための材料となるのが、巻四の「保勘教授」の項で、この文書は、礼部の呈を受けた中書省の江西行省への咨文

であるにもかかわらず、『廟学典礼』に収録されている。しかし、この文書に関しては、同じ巻四の教業後に収められている、「廉訪司体察教官学職」(浙東海右道肅政廉訪司が至元三十一年正月二十日に浙東道儒学提举司宛てに発した指揮)の中に、至元三十年七月一九日の行台の割付が引かれ、この規定の後半部分が、そのまま引用されている。その項目によれば、この規定が、この浙東海右道肅政廉訪司の指揮に引かれるについて、礼部↓中書省↓御史台↓行台↓浙東海右道肅政廉訪司↓浙東道儒学提举司という流れで伝達されていることが分かる。この規定の場合、題目でも分かるように、廟学の教授の薦挙についての規定であって、一般性を持っている。このような一般的な性格の規定については、ことがらの発生が特定の地域に関わるものであっても(文中には出てこないが、おそらくは、江西側から中書省へなんらかの働きかけか、照会があったから、江西行省に対してこの咨文が出されたのであろう)、一般的な準則として、中央から各地に伝達されたと考えることができよう。

おわりに

『廟学典礼』は魅力的な史料である。その利用可能な範囲が、たんに学校制度をめぐる諸問題にとどまらず、対知識人政策をはじめとする元朝の中国支配のあり方にかかわるといっただけではなく、『元典章』と並んで文書学的な取り扱いの可能性を持つ文献であることなど、多くの特徴を数えることができる。しかし、その一方で、『永樂大典』から輯逸された四庫全書本しか現存しないという所与の条件はあきらめるとしても、この書物が、どのような立場から、文書に対するいかなる取捨選択を経て編まれたものなのかという問題を明らかにしないかぎり、安心して利用できないのではないかという不安が残る。石刻の史料的吟味を主題とした前論においても、やはり、その点へのこだわりから、『廟学典礼』について言及している。この論文では、こうした成立をめぐる問題を主題とし、その解決を目指したが、この史料を読むほとんどの人が抱くであろう、浙東、とくに紹興とのかかわりの可能性をより強く示せた段階に終わってしまったと言わざるをえない。問題は単に一文獻の由来の解明にとどまらず、世祖―成宗期の元朝の江南支配をめぐる本質的な問題とも関わりを考へる。こうした文献の取り扱いに通じた諸先学の指教を挨つ。

〔注〕

- (1) 「元代漢人知識人研究の課題二、三」(『中国—社会と文化』五、一九九〇)など。
- (2) 『古籍版本題記索引』(上海書店、一九九一)によれば、いくつかの蔵書志の類に、この書物(いずれも鈔本)が著録されていることがわかる。
- (3) 点校本には、とくに底本についての言及はないが、「点校説明」の中にも現存するものは四庫本しかないと述べており、四庫のいずれかの閏の本に拠ったに違いない。
- (4) 『四庫全書総目提要』巻八二・史部政書類二、廟学典禮原序原目散佚無考、亦無從得其門類。幸其年月先後皆有可稽、尚可排比成帙。謹釐析其文、勅為六卷。
- (5) 「秀才免差免」条の本文と注記の内容、およびそれを通して見た高智耀の生涯については、杉山正明「西夏人儒者高智耀の実像」(河内良弘編『清朝治下の民族問題と国際関係』、一九九一)参照。
- (6) 『至正金陵新志』巻六、官守志・題名・行御史台侍御史の項に、「高睿 正議、大徳四年上」とあり、大徳四年には、南台侍御史になっていることが分かる。また、同項によれば、彼は大徳七年に、同じく江南行台の御史中丞になっている。
- (7) 聖旨・詔書があわせて一五件、聖旨以外に、巻二「程学士奏重学校」は、程文海による上奏文であり、宛名がなくて当然のものと言える。また、巻三の「鄂篤省忝復楊綵攝元占学院産業」(江淮等処行尚書省の榜文)にも宛名がない。それ以外に、文末の注の欠落した項目が三件ある。
- (8) 双行細字注が複数存在する項目には、つぎの各項がある。巻四「三教约会」、巻四「弁明儒人難同諸色戸計」、巻五「行台監察奉呈正録山長減員」。
- (9) 下から上への文書は、巻三の「儒戸照抄戸手收入籍」が、至元二八年四月八日の(江淮)行省戸房令史から各道への呈であるだけである。ただし、これは行省の属官から各道への文書であるから、発信受信者の官品の上下だけでは説明できない。他に、細字注では、巻五の「行台監察奉呈正録山長減員」の前半が、大徳二年の江東宣慰司から江浙等処行中書省への呈とされているが、これは後半の行省から各宣慰司への割付に付せられた文書と考えられよう。
- (10) 蔽密に言えば、『永業大典』収録以前の姿が分からない以上、本書が元代に一冊の書物と呼ぶに値する形を取っていたかどうか不明であるとするべきであろう。
- (11) それ以外に、最近紹介された元代文書としては、中国社会科学院歴史研究所徽州文契整理組編『明清徽州社会経済資料叢編』第二集(社会科学出版社、一九九〇)を挙げることができるが、それに収められている文書は、十通に過ぎない。
- (12) 『元史』巻八一・選舉一
世祖中統二年、始命置諸路学校官。凡諸生進修者、蔽加訓誨、務使成材、以備選用。
- (13) この他、巻一「革提举司令文資正官提調」にも、「近年以

来、一道既設提挙学校官、各路又設提挙、与教授並為学官」とある。

- (14) 卷一「革提挙司令文資正官提調」には、至元二十一年閏五月一七日に、「江南管秀才的、見設立着教授、又設立提挙学校、兼管錢糧。和爾郭斯為頭省官每根底商量来、将重設提挙学校官罷了者、錢糧教城子裏官人每管着」と啓して、「那般者」との令旨を受けたとある。

なお、この間の儒学提挙司の改席については、卷二「差設学官学職」に、次のような一節があり、まとめて叙述されている。

昨来至元十七年設立各道儒学提挙司、承奉宣慰使司割付、備奉行中書省割付該、応儒学大小事務、並從儒学提挙司掌管、所有日前總管府並免提調、至元二十一年因革罷提挙之後、儒学事務仍備各路府州司具提調、所差設職員並從体覆

(下略)

- (15) 元史卷一四・世祖本紀一
（至元二十四年閏二月辛未）設江南各道儒学提挙司。

また、『元典章』卷三一・礼部四「儒学提挙司」にも、『廟学典禮』と同じ記事がある。

一方、儒学提挙司の設置などを定めた聖旨が発せられた閏二月十日には、桑哥を中心とする尚書省の設置も定められており、植松正氏は、そこに政治的な配慮の存在が見られるとする。（『元代様画考四』、香川大学教育学部研究報告第一部四八号、一九八〇）

- (16) 『廟学典禮』卷四「設立隨省儒学提挙司」（江浙等処行中書

省の江浙儒学提挙司宛て割付）

元貞元年五月初七日奏准、聖旨、江南儒学提挙司各省存留一箇、其余宣慰司有的、罷了者。欽之。

『元史』卷一八・成宗本紀一

元貞元年五月庚辰、詔各省止存儒学提挙司一、余悉罷之。

- (17) 全集第一一卷二三三頁以下（原載『東方学報』京都第二四冊、一九五四）参照。

- (18) 浙東内の官庁から紹興路宛てに出された文書は、次の四通である。

卷四「弁明儒人難同諸色戸計」 浙東道儒学提挙司の紹興路儒学宛て指揮、至元三十一年二月

卷四「完顏簽事請令文資正官兼提挙学校職銜」 浙東海右道

肅政廉訪司分の紹興路宛て牒、元貞元年十一月

卷六「憲司举明学校規式」 浙東海右肅政廉訪司の紹興路宛

て牒、大徳三年四月

卷六「廉訪分司举明体察」 浙東海右道肅政廉訪司の紹興路

宛て牒、大徳四年二月

- (19) 杉山氏は前掲論文において、高睿の編纂への関与の可能性を示唆している。しかし、この間に彼が就いていたポストが、江南浙西道肅政廉訪使（浙東ではなく）であったことを考えると、疑問である。ただ、高睿の次のポストは、南台侍御史であり、筆者が前論で書いたように、この間の儒人をめぐる問題について、御史台の系統は、儒人の権利を擁護する立場をとっていることを考えあわせると、ただちに否定しきれない面がある。

(20) 浙東道、あるいは江浙行省の外のみで往復している文書は次の六通である。

卷三「教授給由」 尚書省の江西行省宛て咨、至元二十七年二月

卷四「保勘教授」 中書省の江西行省宛て咨、至元三十年七月

卷四「陞用教授資格」 中書省の福建行省宛て咨、至元三十年七月一二日

卷四「学正三年満考」 江西行省の割付（宛名欠）、至元三十一年

卷四「山長充教授廉訪司体覆」 中書省の江西行省宛て咨、元貞元年三月

卷五「行台治書侍御史咨呈勉勵学校事宜」 江南諸道行御史台の江南浙西道蕭政廉訪司宛て割付、大徳二年二月